

Title	公設試の地方独立行政法人化に関する一考察
Author(s)	林, 聖子; 田辺, 孝二
Citation	年次学術大会講演要旨集, 27: 425-428
Issue Date	2012-10-27
Type	Conference Paper
Text version	publisher
URL	http://hdl.handle.net/10119/11054
Rights	本著作物は研究・技術計画学会の許可のもとに掲載するものです。This material is posted here with permission of the Japan Society for Science Policy and Research Management.
Description	一般講演要旨

公設試の地方独立行政法人化に関する一考察

○林 聖子（財団法人日本立地センター）、田辺孝二（東京工業大学大学院）

1. はじめに

公設試験研究機関（以下「公設試」と記す）は、明治時代に西欧の科学技術を大学が導入して、国立研究機関がそれらを開発し、さらに、地域で開発された科学技術を広く展開・普及するために都道府県立等により設立され¹、現在まで継続している。従来、公設試は地域の産業界のニーズよりも、その時代の地方公共団体の産業政策や地域科学技術政策等の影響、さらには国の地域産業政策、科学技術政策等に対応し、組織改編等をしながら、求められる役割を果たし²てきた。工業系では技術相談や技術指導等に加え、1980年代にはテクノポリス構想により地域で高度技術に立脚した産業振興が図られることになり、公設試に求められる役割が追加増強されるとともに、組織再編が進んだ。このように、公設試は政策的に求められる役割や機能を担いながら、グローバル化や新興国市場の台頭等、産学官連携が普及する等の大きな変化の中で、経営資源に限りのある製造業系の地域に立地する中小企業（以下「地域中小企業」と記す）への技術相談、技術指導、依頼試験分析、共同研究等を継続的に実施し³、地域中小企業のイノベーション創出へ寄与してきた⁴。なお、本稿では、イノベーションを新たな価値を創造することとする⁵。

2000年12月政府の行政改革大綱に初めて地方独立行政法人の名前が登場し、2003年地方独立行政法人法（以下「地独法」と記す）が制定された。公設試ではこの前後、地方独立行政法人化（以下「地独化」と記す）への検討が始まり、2006年には2つの公設試が地独化した。日本立地センターが2005年12月から翌年1月に公設試へ行なったアンケート調査では、2機関が地独化し、8機関がいずれ地独化する、18機関は地独化しない、76機関が検討中、最多の113機関が未定（42.2%）と回答した。2012年4月1日現在、総務省によれば104機関が地独化し、内訳は大学が59、公営企業が35、試験研究機関（公設試）が9、社会福祉が1である⁶。

公設試は近年地方公共団体の財政状況の逼迫から、予算や人員削減傾向にあり、利用者のニーズに対応可能な最新の分析機器等の導入が厳しく、一方で研究員に求められる役割は増加しており、組織運営は難しい状況にあるため、打開策の一つとして地独化があるのではないかと考えられる。本研究では公設試の地独化に着目し、地独化の現状と課題からメリットやデメリット等を検討し、公設試の組織運営の一つとしての地独化について考察することを目的とする。なお、本研究は主に工業系公設試を対象とする。

2. 地独化について

地独法に基づき、公設試の地独化に大きく係わる点を整理する。

（1）地方独立行政法人の設立とタイプ及び身分

地方独立行政法人（以下法律で用いられる以外は「法人」と記す）の設立は、地独法第7条で「地方公共団体は、地方独立行政法人を設立しようとするときは、その議会の議決を経て定款を定め、

都道府県（都道府県の加入する一部事務組合又は広域連合を含む。以下この条において同じ。）又は都道府県及び都道府県以外の地方公共団体が設立しようとする場合にあっては総務大臣、その他の場合にあっては都道府県知事の認可を受けなければならない。」と定められている。

法人のタイプ及び身分については、特定地方独立行政法人の役員及び職員は、地方公務員とする。役員及び職員は地方公務員の身分が与えられる（第47条）。一方、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人を一般地方独立行政法人という（第55条）とあり、特定地方独立行政法人（公務員型）か一般地方独立行政法人（非公務員型）かについては、議会の議決を経て定められた各法人の定款に規定される。

（２）法人の業務運営

業務の公共性、透明性及び自主性が掲げられ、これが法人の業務運営の基本原則である（第3条）。公共性としては、法人の設立団体の長が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という）を定め、設立団体の政策意図を反映する。これを受けて、法人は中期目標（3～5年）を達成するための計画（以下「中期計画」という）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。さらに、法人は中期計画（3～5年）に基づき事業年度の業務運営に関する計画（以下「年度計画」という）を定め、設立団体の長に届け出る。中期目標期間に係る事業報告書は法人が作成し、設立団体の長に提出する。各年度及び中期目標期間の事業実績の評価は外部評価委員会が行い、その評価結果を法人及び設立団体の長に通知する。設立団体の長は、各年度の評価結果及び中期目標に係る事業報告書・評価結果を議会に報告する。設立団体の長は、中期目標期間終了時に、法人の組織・業務全般にわたり見直しを行う。すなわち、Plan(中期計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(見直し、業務運営への反映)のPDCAサイクルを回すことが、地独法で定まっている。

（３）会計・財務・財源措置・利益の処理等

法人の会計は、原則として企業会計原則により（第33条）、財務諸表等は、毎事業年度法人が作成して、設立団体の長が承認する（第34条）。設立団体は法人に対し、必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができる（第42条）。毎事業年度の剰余金は、設立団体の長の承認を受けて、中期計画で定めた用途に充てることが可能である（第40条）。

3. 公設試の地独化について

公設試の地独化の全体としての現状と、個別の特徴等を明らかにした。

（１）公設試の地独化の現状

行革の流れ等から、2003年地独法制定の前後から公設試の地独化の検討が始まり、次頁の表1のように2006年地方独立行政法人岩手県工業技術センターが特定地方独立行政法人（公務員型）として、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターが一般地方独立行政法人（非公務員型）として、初めて地独化した。2012年4月現在、全国で9つの公設試が地独化しており、6法人が一般地方独立行政法人（非公務員型）、3法人が特定地方独立行政法人（公務員型）である。

各地独化した公設試の分野を見てみると、産業技術＝工業と捉えると、6法人が工業、地方独立行政法人北海道総合研究機構が広範な総合的分野、地方独立行政法人青森県産業技術センターが工業と農林畜産水産の合体、地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所が環境と農林水産と食品産業という区分けである。

地独化へのきっかけは、行革による流れ、行革と知事からの意向、知事のトップダウンの3タイプがある。

表1 地方独立行政法人公設試の設立時期・タイプ・分野

(2012年4月10日現在)

法人名	設立時期	タイプ	分野(定款より)
地方独立行政法人北海道立総合研究機構	2010年4月	一般地方独立行政法人(非公務員型)	農業、水産業、林業、工業、食品産業、環境、地質及び建築
地方独立行政法人青森県産業技術センター	2009年4月	一般地方独立行政法人(非公務員型)	工業、農林畜産業、水産業及び食品加工
地方独立行政法人岩手県工業技術センター	2006年4月	特定地方独立行政法人(公務員型)	工業技術
地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター	2006年4月	一般地方独立行政法人(非公務員型)	産業技術
地方独立行政法人大阪府立産業技術総合研究所	2012年4月	一般地方独立行政法人(非公務員型)	産業技術
地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所	2012年4月	一般地方独立行政法人(非公務員型)	環境、農林水産業及び食品産業
地方独立行政法人大阪市立工業研究所	2008年4月	一般地方独立行政法人(非公務員型)	工業、工業技術
地方独立行政法人鳥取県産業技術センター	2007年4月	特定地方独立行政法人(公務員型)	産業技術
地方独立行政法人山口県産業技術センター	2009年4月	特定地方独立行政法人(公務員型)	産業技術

出典:総務省http://www.soumu.go.jp/main_content/000120155.pdf、各法人のHPから編集

(2) 特徴的な取り組み

この1年間でのヒアリング等から特徴的な取り組み等を紹介する⁷⁾。

① 地方独立行政法人北海道立総合研究機構

従来産業分野で主流だった One to One の企業支援には限りがあるので、その機能を残しつつ、分野横断的な総合力を活かし、北海道の発展に寄与する研究、例えば付加価値向上による食産業活性化の推進等を行う。

② 地方独立行政法人青森県産業技術センター

農業系が強力な地域において、工業系公設試のトップで元民間企業の研究者が理事長に就任している。知事から、公設試が支援して開発した商品は売れるところまで支援するように指示が出されており、2011年度には青森駅近くにそういった商品のPR館を県予算で期間限定で開設していた。農業系を中心に75%の研究員・職員が県からの派遣で、25%がプロパーを選択した。

③ 地方独立行政法人岩手県工業技術センター

地独化が提示された当初皆反対で、県庁と30回バトルを戦わせ、知事へ30の課題を公設試が提出したところ、知事は2回来所して研究員と討論し、研究員が賛成の方向に至った。地域企業と共同で研究開発を行い、商品開発を行う場合には販路開拓までの一環支援を行なっている。技術開発支援等を行なったプロジェクトは、管理法人も行なっている。地独化後1年での地域企業からの評価は、「良かった」が33%、「悪くなった」は0%であった。

④ 地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター

意思決定のスピードアップが図られた。地独化とセットで、本部をお台場へ移転新設し、業務の幅を広げることとし、7事業所を5事業所に集約し、本部(お台場)、多摩の建物新設と機器類へ別途莫大な予算が付き、長年老朽化していた機器類を一新でき、必要な分野の研究員の独自採用が可能となった。

⑤ 地方独立行政法人山口県産業技術センター

企業のニーズ、シーズ発掘から事業化までを一貫したプロジェクトマネジメントできる体制として、産学公連携室を新設した。オーダーメイドでの依頼試験の受託を行うようになった。

4. 考察

ヒアリング結果等から、公設試の地独化におけるメリットとデメリットを考察した。

(1) 公設試の地独化におけるメリット

メリットとしては、以下の点が考えられる⁸。

- ・法人化による意思決定の迅速化
- ・柔軟な制度設計
- ・柔軟な予算運用

単年度ごとに予算の見直しやシーリングはあるものの、中期計画期間一括交付のため、年度の繰越や、集中配分などが可能になったこと。

- ・職員の意識改革とモチベーション向上

熱心な取り組みが収入増や外部資金獲得につながったり、儉約して、不足機器などの導入にあてられる等。

- ・柔軟な人材確保
- ・外部資金獲得増加や管理法人の実施

(2) 公設試の地独化におけるメリットとデメリット

- ・企業会計方式の財務会計システム等の発生に伴うイニシャルコストの発生
- ・企業会計方式の財務会計システム等の維持に伴うランニングコストの発生
- ・事務量の増加

(3) 公設試の地独化について

地方公共団体の直営としてパフォーマンスをあげている公設試も複数見受けられ、公設試の地独化が全てではない。しかし、公設試の運営環境が悪化している現在においては、公設試の組織運営の一つとして、地独化することは地域産業の振興に寄与できるのではないかと考えられる。

参考文献

¹ 林聖子. 公設試における産学官連携による地域振興. 産業立地. Vol. 45.No. 4. p9-17. 2006.

² 地域イノベーション推進のために公設試験研究機関が果たすべき役割に関する検討会報告書. 2011.

³ 林聖子・田辺孝二. 地域中小企業のイノベーション創出を促進する公設試の機能. 研究・技術計画学会第25回年次学術大会. 2010.

⁴ 本多哲夫. 日本型地域イノベーションシステムと公設試験研究機関(1). 経営研究. Vol. 59.No. 2. p15-27. 2008.

⁵ 林聖子・田辺孝二. 地域中小企業のイノベーション創出を促進する仙台堀切川モデルの考察. 産学連携学. Vol. 7.No. 1. p31-41. 2010.

⁶ http://www.soumu.go.jp/main_content/000120155.pdf

⁷ 「京都市産業技術研究所の在り方検討委員会」報告書. 平成24年. 及び関連するヒアリング調査

⁸ 参考文献7を参考にして考察